

第四章 經濟不況と奈良

第一節 經濟の苦境

1 交通網の発達

奈良電鉄 昭和を迎えて、奈良をめぐる交通に新しい展開があった。奈良と京都を結ぶ奈良電鉄の開通と市内バスの運行である。

奈良と京都の間には、すでに早く奈良鐵道が開通していたが（一四參照）、明治四十年（二六）に国有化されて国鉄奈良線（一五參照）となっていたが、この路線は宇治方面へ大きく遠回りして、約一時間半を要した。そのため、早くから京阪電鉄の八幡から奈良へ延びる路線、あるいは伏見から奈良への路線などの申請が相ついでいた。しかしながら、これらの多くは資本力に不安があるとして認可されなかった。

第一次世界大戦による好況の波にのって南山城で電鉄通過を求める氣運が熟し、大正八年（二五）十一月になると、奈良電氣鐵道株式会社の設立が申請された。この電鉄の起点は京阪電鉄の中書島停留場で、大軌の奈良停留場を終点に予定していた。中書島から巨椋池の東をまわり、ほぼ、いまの近鉄京都線の東側を南下し、祝園村（現精華町）から旧関西鐵道の西木津にいたり、同鐵道の旧大仏線の廢線敷を利用して奈良市内に入るといふものであった。

ところが、その翌九年、同じ奈良と京都間の鉄道敷設を目ざして、関西電気軌道株式会社の設立申請が出された。これには、奈良県内の電灯電力事業の営業をしていた関西水力電気株式会社や奈良市内の有力者らが参加していた。両社が競願のかたちになったので、京都府・奈良県の当局は両社に対し合併を勧奨した。これをうけた両社は協議のうえ合併を決定、改めて奈良電気鉄道株式会社の名で、鉄道敷設を申請をして、三年後の大正十一年（一九三三）十一月に免許をうけることができた。なお、この前年に申請の田辺町から京阪電鉄の八幡までの支線もあわせて免許されている。

ところで、当時の経済界は、第一次世界大戦後の恐慌の打撃からまだ立ちなおっていなかった。発起人らは株式募集の困難を思つて、急きょ起点を京阪電鉄宇治線の宇治停留場付近に、終点を大軌の西大寺停留場に変更した。これで資本金五〇万円の節減になる計算をしたのであった。さいわい、京阪・大軌両電鉄とも自社の培養線になることからこの変更賛成した。路線の変更許可は大正十三年（一九二四）十月にあったが、工事施行認可申請の期日が迫っていたので、測量の実施と、会社の設立登記が急がれた。奈良電気鉄道株式会社には京阪・大軌の役員も参加していたから、測量は順調にすすみ、工事施行の認可があった。

こうして、いよいよ着工となったが、そののちにも路線に変更が加えられた。地元からの要望があつて、田辺と木津付近で片町線を跨線橋でこえることになっていたので、後者の一か所にしたり、木津町相楽から丘陵を南下、都跡村歌姫（現奈良市歌姫町）へ出る予定だったのを地主の反対もあつて、西方の平城村山陵（現奈良市山陵町）へ変更したりした。

また、起点を京阪宇治にしていたが、宇治回りは時間がかかりすぎる、小倉から一路北進して京阪本線の伏見桃山停留場につながるのが得策だということになった。その背景には経済の好転という事情もあつたが、これによると、京阪三条と大軌奈良間は、両端を京阪と大軌に乗り入れることによって、直通運転が可能となるからである。しか

し、京阪の線路容量に余裕がなく、京阪への乗り入れは無理となった。やむなく、自社線で京都下京区塩小路烏丸角（七条郵便局前、いまの中央郵便局のところ）まで延長することになった。そのために、すでに廃線になっていた旧奈良鉄道の京都～伏見間の線路敷の払い下げをうける運動にとりかかった。これを知った伏見町議会は、新しくこの路線が許可されるなら、高架を要望すると決議した。

このときには、すでに昭和も三年（一九一六）を迎えていた。十一月には京都御所での昭和天皇の即位の式典があり、そのあと十二月から翌年三月までの間、式典の諸会場を一般参観に供することになっていったし、大礼記念京都博覧会の開催も予定されていた。会社では、京都を訪れる人たちをあてこんで、これに間にあうよう工事を急いだ。桃山御陵や檀原神宮の参拝、さらには奈良観光に利用してもらおうというのである。こうして、昭和三年十一月三日に桃山～西大寺間が開業の運びとなり、つづいて同月十五日には、京都駅南口まで開通、ようやくにして全通をみた。さて、営業を開始したものの、はじめその成績はよいものではなかった。すでに建設費は一一〇〇万円をオーバー

十一月三日の開通節に
奈良電車 西大寺間開通
 絶好の機会 タツタニ日で巡行出来
 ◎西國三十三所大仏出開帳
 大禮記念集印の絶好機
 善光寺納経出張
 十一月十五日まで
 ◎生駒大博覧會
 主催 大和日報社 後援 商工省

大軌電車

奈良電鉄開通の広告

していたから、乗客とりわけ団体客の誘いこみに会社をあげて努力した。大礼記念京都博覧会場内で、奈良方面の宣伝をしたことはもちろんであった。大軌と提携して上六～京都間を六八銭（急行）の特別割引運賃にするなどのサービスにも努めた。翌四年になると、春の行楽客をめあてに、新聞広告も出した。その効果もあって、好成績をあげたものの、いわゆるシーズンオフの営業収入の落ちこみが目だった。そのため、



建国奉仕隊 榎原神宮

人びとは、奈良電とよぶより、「カラ電」といって皮肉ったりもした。しかし、奈良電の車両は鋼鉄製で最高時速八五^キ、平均五四^キのスピードを出すことができ、そのころの郊外電車としては優秀であった。とはいえ、西大寺駅から大軌へ乗り入れると、とたんに車内電灯が、いちじ暗くなったりした。奈良電は六〇〇ボルト、大軌は一〇〇〇ボルトであったからという。

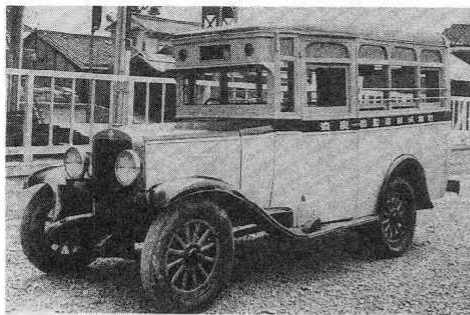
さて、その奈良電鉄が、営業成績をあげるのは、昭和十三年（二六）から紀元二千六百年（^{昭和十}五年）を目ざして榎原神宮域の整備工事がはじまり、建国奉仕隊が全国からつぎつぎと榎原へ馳せ参じるようになってからである。奈良電鉄では、国鉄京都駅で奉仕隊を迎え、臨時列車を増発、団体割引で大軌叡傍線（いまの榎原線）へ乗り入れて輸送した。建国奉仕隊は昭和十四年で終了するが、翌十五年は紀元二千六百年奉祝会が榎原であったから全国から参拝する人も増加した。奈良電鉄はもちろん、大軌もまた、このために大きな利益をあげることができた。

なお、奈良電鉄は昭和三十八年（六三）八月、近鉄との合併認可をうけ、同年十一月には、会社解散登記を完了して、近鉄京都線となる。

乗合自動車

県内の乗合バスは、宇陀郡や吉野郡など鉄道に恵まれない山間部で大正のなかごろから主要な交通機関となっていたが、平坦部のあちこちでバスが走るようになるのは昭和になってからのことである。

奈良では、大正のはじめ、東洋自動車会社が、国鉄奈良駅前から三笠山麓の武蔵野まで、遊覧客を運ぶ計画をた



銀バス（奈良自動車バス）

てたことがある。ついで大正十三年（一九二四）に設立された合名会社帝國自動車商會が国鉄奈良駅から柳生まで、翌十四年には大軌奈良駅構内でタクシー営業をしていた森田宇三郎が大軌奈良駅から春日神社までそれぞれバス営業を試みたことがある。しかし、いずれもいちじの的なことであった。当時はバスといっても六人乗りの幌型フォードを使用したもので、いまの箱型のバス車両ではなかった。

昭和二年（一九二七）五月になって、奈良市内を走るバス事業の出願があった。これにたいし、奈良警察署長は市内の交通機関としてバスを許可する方針ですすんだが、三条通りの商店街は客がなくなると反対した。しかし、その年の十月、奈良市街自動車株式会社（代表石原善三郎）の設立がきまり、国鉄奈良駅〜春日神社間のバス営業がはじまった。

ところが、国鉄奈良駅構内にバスを乗り入れることになって問題がおこっている。明治以来、交通業者としての自負も高く、奈良駅ができてからは独占的な帳場をつくっていた人力車のしごとをする人たちは、バスの駅構内乗り入れを許さなかった。バス会社は構内人力車関係の五一人に土産料一〇円ずつを与えて解決をはかうとしたが、すぐにはまとまらず、しばらくのあいだバスは駅構内に入ることができないまま駅前の道ばたから発着するありさまであった。年末になってようやく話し合いがついたという。

いっぽう、四年一月には奈良自動車株式会社（資本金一〇万円、本社市内西御門町）も設立された。この会社は市内にバスを走らせるとともに、郊外に路線をのびし、ハイヤー業も兼営した。なお、八月になると、大軌構内自動車株式会社（森田宇三郎、権利譲渡）とい

うタクシー会社もできて、大軌の乗降客を一手にひきうけるようになる。

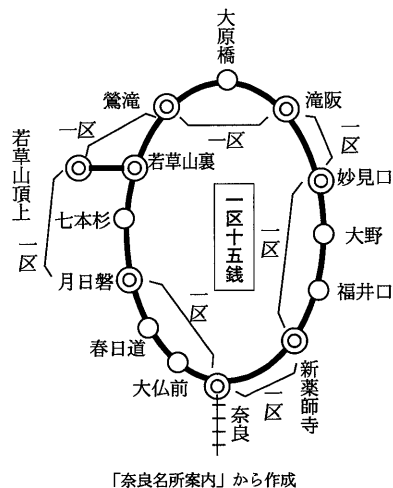
ところで、そのころ奈良の人たちは、奈良市街バスを青バス、奈良自動車バスを銀バスとよんだ。いずれも、バスの車体の色あいからのことで、両バスとも、市民の重要な交通機関になっていった。

両会社とも路線を新しく延ばしていくが、すべてが順調に運んだわけではない。たとえば、昭和五年（一九三〇）、青バスが国鉄奈良駅前から京終駅まで新線をつくったとき、晴天の日は一日に二回以上、そのバス路線の道路に水をまくこと、毎日二回以上、六リから一八リの厚さに砂利を敷くことが義務づけられている。城戸町の南北路線を申請したとき、知事が認可の方針だったのに、市長が反対して難航、結局この路線は実現しなかった。

そんななか、昭和七年一月三日、午前一〇時四五分、銀バスが奈良電車（急行）と衝突した。佐紀の旧二条踏切での事故で、死者一人、重傷者九人という大惨事となった。この事故のため、会社の経営内容は急速に悪化した。多額の賠償費が大きな負担となったうえ、部品やガソリンが高騰したからである。そのため、昭和十年には大軌資本で経営の再建がはかれることになる。

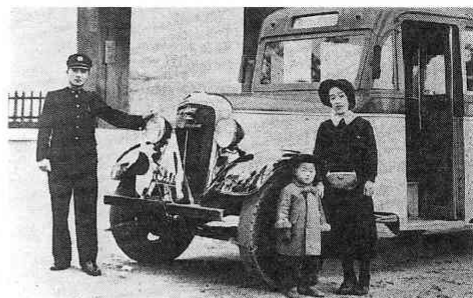
昭和五年ごろのバス運賃は、一区五銭均一で、国鉄奈良駅から春日神社まで三区、おなじ奈良駅から奈良阪まで四区であった。青バス・銀バスともに、若草山の山焼き、二月堂のお水取り、鹿の角伐りなどの年中行事、春日野

図1 春日奥山バス路線図



第四章 経済不況と奈良

であったが四月には一〇台になったとか。そのころ、車掌は大阪バスから引きぬかれてくるが多かった。洋服をきて、さっそうとステップのところに立つ姿をみて、友だちに羨ましがられたという。また、昭和十年ごろには銀バスに美人の女性運転手の田村スエさん(二七歳)がいて、なかなかの評判であったという。



女性車掌(奈良交通株式会社蔵)

グラウンドの野球大会のときなどには、割引運賃にしたり臨時増発をするなど、サービス競争を展開した。

昭和十三年(一九三八)になると、「春日奥山周遊バス」は周遊割引きを八〇銭(通期)、若草山頂上まで六〇銭と宣伝した。なお、このバスの周遊図を示しておこう(図一)。

両社の車両台数などは、昭和九年(一九三四)のころで、青バスは二六台(従業員六八人)、銀バス二〇台(五七)、春日奥山周遊バスは五台(七人)の陣容であった。

青バスが発足して間もないころ、木村なをさん(明治四十五年生)は、女性車掌第一号として活躍した。木村さんの思い出によると、小さい自動車で一〇人乗りぐらい、入社当時

は(一月)三台

表1 昭和10年 市内タクシー状況

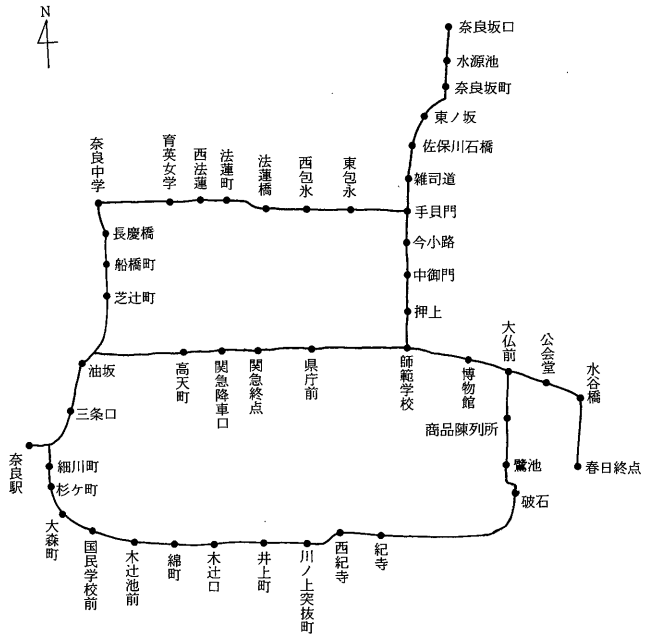
会社	バス	タクシー	(北市町)
エ	カイナラ	タクシー部	(鶴福院町)
		貨物部	(南京終町)
京	終	タクシー	(京終町)
昭	和	タクシー	(大軌油阪駅前)
相	互	タクシー	(省線奈良駅前)
中	央	タクシー	(角振町)
帝	国	自動車	(油阪町)
日	の	出	タクシー (大軌油阪駅前)
法	蓮	タクシー	(法蓮町)
ミ	カ	サ	タクシー (連隊前通り)
大	和	タクシー	(北京終町)
個人	門	タクシー	(東包永町)
大	奈	タクシー	(西御門町)
扇	家	タクシー	(油阪地方町)
朝	日	タクシー	(三条町)
井	上	タクシー	(高畑頭塔)

昭和10年版『奈良県電話帳』から

昭和七、八年ごろ、県内には二三社もの群小バス会社があったが、しだいに合併されていった。昭和十四年（一九三九）にはガソリンの節約から休止路線がふえてくるし、市内路線の運転回数も減らされるようになる。そして、昭和十八年七月、国策にそい、大軌系大資本を母体にした銀バスが吉野宇陀交通・大峰自動車・吉野自動車・普賢南和乗合自動車を合併して、奈良交通株式会社が設立されることになる。

なお、昭和十六年（一九四一）ごろの市内バス路線図を示しておく（図2）。いまと停留場名のちがうところ、いまの大型バスでは走行の無理なところのほか、大軌は関急（昭和十二年（一九三七）以来、関西急行鉄道）になっていることがわかる。それに、もう、このころには軍事機密であったのか連隊前の停留場名を伏せている。

図2 市内バス路線図



昭和16年10月5日発行「奈良名勝案内図」からバス路線抜粋

ついでながら、昭和十年（一九三五）ごろ、市内のタクシー会社は一一、個人では四五であった（表1）（昭和十年七月（現在「奈良県電話簿」）。それも昭和十四年になると、市内のタクシー業者を奈良自動車会社が買収して業界の統合をすすめている。

安全索道

奈良と大和高原の貨物輸送に大きな役割を担ったものに、京

終町に本社をおく奈良安全索道株式会社の索道（リフ）があっ

た。国鉄京終駅の東南を起点に、田原村天満（現奈良市）までの八キロの工事が完

成したのが、大正八年（一九一九）十月のことであった、つづいて会社は都介野村

（現山辺郡都祁村）針までの六・一キロを延長、さらに同村小倉まで二・八キロを延ばし、

大正十一年十一月、全線の開通を実現したのである。

はじめ架線の支柱は木製だったが、昭和のはじめ全線の支柱を鉄塔にかえ、搬送の安全をはかった。運転速度はほぼ自転車ぐらいで、搬器には約一五〇キロ

の貨物をのせていた。索道は貨物専用だったが、ときおり人が搬器に乗ることがあり、転落した人もあったという（旧田原村）。
（古老談）

市内から田原や都介野方面への貨物は、大豆のほかニガリ・石炭・肥料・土

木建築用品・日常雑貨などで、大和高原から奈良へは凍豆腐・木材・薪炭・米などが運ばれてきた。大豆やニガリは、そのころ小倉を中心にさかんであった

凍豆腐の原料として送られたものである。太平洋戦争後、凍豆腐づくりは転じ

た大阪の製氷会社の大量生産に圧倒されて衰えるまで、大豆と凍豆腐はこの索道の大切な積荷であった。奈良安全

索道は、トラック輸送におかれて、昭和二十七年（一九五二）に廃止される。

表2 奈良安全索道 利用状況

	貨物	上り荷	下り荷	賃金
	買	買	買	円
大正14年	2,423,000	1,571,000	852,000	63,550
昭和3年	3,259,700	1,677,065	1,582,635	58,270
5年	8,466,004	5,352,852	3,113,805	27,833
8年	8,697,437	5,436,630	3,260,807	22,795
11年	7,477,102	3,766,721	3,710,381	24,377
13年	9,648,303	4,471,984	5,176,319	24,760

各年次『奈良県統計書』から

2 商工業の低迷

昭和恐慌 第一次世界大戦後、慢性的不況に悩んでいた日本経済は、昭和二年（一九一七）金融恐慌に見舞われ、と奈良 良 つづいて四年十月に始まった世界恐慌にまきこまれた。奈良の経済界もまた、少なからずその影響を受けた。

金融恐慌は、昭和二年三月十五日に始まり、各地で取付け騒ぎがおこって休業する銀行が続出、翌四月二十二、二十三日の両日には、全国の銀行が一せいに臨時休業に入ったりしたが、政府が三週間の支払い猶予令を発し、日本銀行からは救済声明が出て、ようやく沈静に向かった。当時奈良市には、奈良県農工銀行・産業貯蓄銀行・産業銀行のほか、六十八銀行・吉野銀行・三十四銀行（昭和八年三和銀行となる）・京和銀行・不動貯金銀行（のち協和銀行）の各支店があった。いずれも取付けにあったが、支払準備金を調達してもちこたえた。ただ産業銀行だけは、急場はしのいだものの打撃が大きく立ち直ることができなかった。産業銀行（明治三十年郡山銀行として創業、本店は郡山町、四十四年産業銀行と改称、高田・奈良・玉水・松田の各銀行を合併）は前年本店を奈良市に移し、経営も好調だったのだが、親銀行にあたる十五銀行の休業（四月一日）が大きくひびいて、取付けがとりわけ激しく窮地に追いこまれた。木本源吉頭取が私財を担保に日本銀行から特別融資を受けて急場をしのいだが、再起困難、同年十二月二十六日、六十八銀行に営業を譲渡して解散のやむなきにいたった。

その後、政府の方針もあって県内の銀行の統合がすすみ、昭和五年（一九二〇）四月には奈良県農工銀行が日本勧業銀行に合併されてその支店となった。昭和八年（一九三三）現在、県下の普通銀行は（支店は除く）六十八・御所・八木・吉野の四行を数えるだけになっていた。政府の一県一主主義にしたがって、その年十一月に四行の合併話がもちあが

り、翌九年二月合意が成立、六月に南都銀行が創立された。本店には、橋本町の旧六十八銀行本店があてられた。こうして、この年、奈良市には、南都銀行のほか産業貯蓄銀行と日本勧業銀行・三和銀行・不動貯金銀行の三支店があったことになる（（ほかに南都銀行の元興寺・東向・手貝の三支店があった））。その後、産業貯蓄銀行が業績悪化のため十年六月に業務停止命令を受け、代わって十一年一月、南都銀行の後援のもとに大和貯蓄銀行が発足、本店を東向中町の元吉野銀行支店跡に置くことになる。

ところで、金融恐慌のおこった昭和二年（一九一七）ごろ、中小企業もまた不況にあえいでいた。二月下旬の市産業課の調べでは、市内の会社九九のうち営業中止または休業中の会社は三一を数え、同年末の調査では、会社総数一一五のうち営業中のもの八六、残る二九は転居先不明、休業中または解散手続中とある。

こうしたところへ、世界恐慌の嵐が及んできたのである。昭和四四年秋アメリカで始まった恐慌が世界恐慌に発展、日本経済は、五年一月の金解禁と相まって深刻な恐慌状態におちいった。企業の操業短縮や倒産が相つぎ、産業合理化の名において賃下げ、首切りが行われて失業者が増大した。恐慌は農村もまきこみ、米・繭をはじめ農産物の価格が下落して農民にも大きな打撃を与えた。

表 3 業種別工場

	工 場 数		職 工		製 品 価 格	
	昭和元年	昭和 5 年	昭和元年	昭和 5 年	昭和元年	昭和 5 年
染 色 業	15	15	538 ^人	540 ^人	1,270,687 ^円	1,439,632 ^円
器 械 器 具	4	5	59	52	196,637	137,800
化学工場	3	2	26	17	27,200	17,400
飯食物工場	12	10	117	85	620,919	392,403
雑 工 場	20	21	272	255	819,123	606,589
特別工場	1	3	17	28	228,700	251,218
計	55	56	1,029	977	3,163,266	2,845,042
昭 和 10	92		1,699		6,276,109	

『市勢要覧』による。昭和 5 年については「職工 5 人以上」の注がある。

奈良県下の状況について『奈良新聞』は、

「元来本県の商工業者は概して規模小さく、他府県におけるが如く大工場の操短並に職工の解雇等不況による特に著しき影響なきが如きも、その業種によつては一時的事業の休止、従業員の減員、賃金の低下等を行ったものが少なくない、また製品価格においても一割乃至五割位の低下を来し、しかもその売行漸減の傾向にあり」としているが（昭和五年十月二十六日付）、これはそのまま奈良市にあてはまるであろう。表3によれば、昭和五年は昭和元年（大正十五年）に比べて工場数の増加はわずかに、職工数は減少、工産額は染織業、特別工場を除いてはいずれも落ちこんでいる。重要物産についてみると、表4のとおりで、なぜか漆器の生産額がふえているものの、上位を占める蚊帳・筆・墨の生産額が激減、不況が大きく影を落としていることがうかがえる。蚊帳について『奈良新聞』（八月二十）は、

表4 重要物産産額表

品目	年	昭和元年(1926)	昭和5年(1930)	昭和10年(1935)	昭和13年(1938)
蚊	張	1,679,173 ^円	890,300 ^円	2,309,940 ^円	2,132,942 ^円
筆		900,079	528,700	869,524	995,000
墨		1,358,751	716,785	1,294,899	1,155,000
漆	器	206,320	347,000	371,000	368,000
奈良人形		108,000	—	55,820	55,869
酒		386,210	288,310	349,600	301,680
メリヤス		599,140	601,778	683,005	566,703
下駄		107,203	—	27,015 [*]	11,249 [*]
襖	地	222,320	145,076	—	—
蒲団		—	225,630	201,750	482,650
奈良漬		—	102,520	80,769	—
錦織物		—	—	—	511,993
絹織物		—	—	936,316	71,973
各種飲食料品		—	—	294,380	589,781
機械・器具・金属		—	137,880	156,295	602,512
化学工業品		—	—	42,600	1,150,637
精巧工業製品		—	—	1,004,989	—

『奈良市勢要覧』による。昭和元年・5年の品目については、10万円以上の注記がある。昭和10年・13年は、このほか50万円以上のものをあげた。※印は履物類とある。

昨年迄不景氣くと云ひつつも尚年々生産される約四十万張りの蚊張は、全部一夏の間に売り尽されていたが、本年は製造直前綿糸暴落のため各業者は何れも特に不況を見越して例年より約二割方の生産制限を加へてゐたにも拘らず尚多量のストック品を出し、何れも倉庫うず高く積み重ねてゐる現状で、而も原料の下落により相場はガタ落ちと云ふ有様であるに拘らず、依然工賃高による生産品の嵩みから採算立たず青息吐息をついて居る上に、高級品は薩張り動かず下級品のみがはかれて行くためその惨さは全く話にならず、茲もと蚊張界の受難時代を現出してゐる。

と報じている。

小売業者も大きな痛手を受けた。『奈良新聞』によれば、「ドン底時代に落切った昨今の不景氣に直面して、経営難に悩み抜く市内の各小売商人の苦境を打開」する方途を探るため、市長・有志で円卓会議をもったとの記事がみえる（七月三）。九月には商店会の代表が集まり、小売店連盟の結成（十一月奈良市商店連盟として実現）のほか銀行への融資依頼、共同仕入れの奨励、共同廉価正札現金売出し、現金廉価販売の促進などの速かな実現をはかり、全小売商人が一致団結不況打開に邁進することを申し合せている（九月六、日付）。

すでに六月のはじめ「不況深刻、失業者続出」の記事がみえる。十月一日に行われた国勢調査の結果では、完全失業者は三七二人になっているが、集計中の十三日の『奈良新聞』は「市の失業者世人に一人の割、国調の現はれ約五百名か」と報じている（失業者総数五二〇名位「働き盛り」の男一万余名位より以下として推定）。翌六年三月からの京街道改修工事の土工募集に、市内から「一日一円を目当に殺到する失業者の群」との記事が大きく取りあげられている（『奈良新聞』二月二十四日付）。

恐慌による不況は長びいた。昭和七年（一九三二）を迎えても「奈良に喘ぐ失業群」（『奈良新聞』四月十二日付）「財界不況に捲き込まれ、生産激減の市産業界」（同五月十一日付）、といった記事を散見する。市内中小商業者の負債は総額五〇〇万円にのぼり、七月には、市商店連盟が中小商工業者の救済方について政府へ陳情すること、仕入商品の運賃値下げを

大阪運送店に交渉することなどを決めたりしている
(同七月十)。

日本経済は、昭和八年ごろには、ほぼ恐慌以前の生産水準に回復するが、奈良市の場合、蚊帳・筆・墨など重要物産の生産額は、まだ昭和元年の水準に戻ってはいない。しかし、工業生産額の推移を表5についてみれば、ほぼ順調に恐慌を脱していったようである。

表5 工業生産額の推移

年 次	工業生産額
昭和5年(1930)	6,849,073 ^円
6年(1931)	7,161,155
7年(1932)	7,708,564
8年(1933)	8,480,339
9年(1934)	10,163,744
10年(1935)	12,159,422

昭和11年版『奈良市勢要覧』による。ただし、昭和5年は昭和8年版による。

産業構成

すでにみたように、蚊帳・メリヤスなどの織物業を中心にある程度の工業化がすすん

だものの、昭和を迎えても奈良はなお観光によりかかった消費都市であった。したがって昭和五年(一九三〇)の市民の職業別人口をみても(表6)、有業人口五万二千七百八十四人の約三四割が商業に従事し、工業の約二六割をのいでいる(大正九年に比べてその開きが大いなのは恐慌の影響によるものであろうか)。昭和十年前後の職業別世帯数をみて

表6 有業人口の職業別構成

		大正9年(1920)		昭和5年(1930)	
現 住 人 口 有 業 人 口		40,301	有業人口に 対する百分比	52,784	有業人口に 対する百分比
		14,428		20,385	
	農 業	963	6.68	1,183	5.80
	水 産 業	3	0.02	—	—
	鉱 業	14	0.10	3	0.01
	工 業	4,688	32.49	5,275	25.88
	商 業	4,714	32.67	6,972	34.20
	交 通 業	1,203	8.34	1,302	6.39
	公務自由業	2,431	16.85	3,689	18.10
	家事手伝い	19	0.13	1,190	5.84
	その他有業者	393	2.72	771	3.78
無	業	25,873	—	32,399	—
計		40,301	—	52,784	—

大正9年・昭和5年とも「国勢調査報告」による。

第四章 経済不況と奈良

も(表7) ほぼ同じくらいの割合で、工業に比べて商業が約一・五倍と多く、三・三、三・三、四世帯に一世帯は商業ということになる。ただし、これには料理旅館・飲食店・土産物店などの観光関係の業者がかなり含まれていたとみなければならぬ。

また、表8のように昭和元年(一九〇六)に六八社であった会社数が、五年には一二〇社と急増しているが、これは主として合名・合資会社の増加によるもので、「合名合資会社は可成り多いが、何れ

も普通商店のように推定による課税を免れんとするもので」(『奈良新聞』昭和六年六月十二日付)と報じられているように、そのほとんどは、個人商店が税金対策のうえから会社組織に切り替えたものであった。一二〇社のうち、工業関係の会社三八に対し商業関係の会社が二倍に近い七二を数えるのはそのためである。昭和十年もほぼ同じような傾向で、昭和五年・十年の営業種別の内訳は、表9のとおりである。

表7 有業世帯の職業別構成

	昭和8年(1933)		昭和10年(1935)		昭和13年(1938)	
世帯数	12,512		11,699		12,335	
有業世帯数	11,308	100 %		100 %		100 %
農業	544		535		530	
水産業	3		3		3	
鉱業	1		2		—	
工業	2,637	23.3	2,451		2,553	
商業	3,830	33.8	3,358		3,702	
交通業	1,052		1,022		1,062	
公務自由業	1,972		1,699		1,855	
家事使用人	45		55		62	
その他有業者	1,224		1,280		1,408	
無業	1,235		1,067		1,160	

『奈良市勢要覧』による。

表8 会社数の増加

	昭和元年 (1926)	昭和5年 (1930)	昭和10年 (1935)	昭和13年 (1938)
合名会社	15	31	43	37
合資会社	11	42	48	37
株式会社	41	47	38	42
株式合資会社				
計	68	120	129	116

『奈良市勢要覧』による。

依然として企業の規模は小さく、昭和十年の数字でみれば、一九二九社のうち、資本金一〇〇万円以上は四社にとどまり、一〇万円以下の会社は一〇四社にものぼる。大正十五年（昭和元年）に比べて、会社数は六八社から一二九社にふえているのだが、一〇万円以下の

表9 業種別会社数

年度 業種	昭和5年 (1930)	昭和10年 (1935)	昭和13年 (1938)
商 業	72	77	61
物品販売業	44	43	42
金 融 業	14	5	5
保 險 業		9	6
旅館料理業		8	5
新聞雑誌発行業		1	
市 場 業		3	
其 他 商 業	14	8	3
工 業	38	42	41
紡 績 業	12	13	5
食 品 工 業	6	12	7
印 刷 工 業	5	4	5
金 属 工 業		2	1
機 械 器 具 工 業			3
化 学 工 業		2	3
窯 業			1
製 材 工 業		1	
瓦 工 業	1	1	1
其 他 工 業	14	7	15
運 輸 業	10	10	10
自動車運輸業		4	3
其 他 運 輸		6	7
合 計	120	129	112

『奈良市勢要覧』による。
(会社数の合計を115、あるいは116とした統計もある)

小企業の割合は、五九割から八〇割にふえている。工場についてみても、昭和九年について「使用職工ニ依リ区分スレバ、十人未満ノ工場五十三、二十人未満二十三、五十人未満十三、百人未満三、二百人未満二トナレリ」(昭和十年版『奈良市勢要覧』)とあるように、大工場はなく、小工場が圧倒的に多かった。

百貨店の進出

明治の終わりごろから、京街道筋の手貝町や今小路町にかわって、三条通りがしだいに賑わうようになってきたが、大正三年(一九一四)の大軌の開通によって、東向通りが商店街として賑わいをもせるようになった。汽車や電車の開通で、観光客や近隣からの買物客がふえてきたためである。大正の半ば

すぎ、大軌の駅前に鉄筋三階建てのビルが建ち（星製菓の代理店をしていた、竹村某のものだったという）、水洗トイレや奈良ではじめてのエレベーターを備えているというので評判になった。大正六年京和銀行奈良支店が東向中町へ移転してきたのを皮切りに、十年に吉野銀行奈良支店（東向中町）十五年に奈良信託会社（東向南町、昭和八年解散）が店舗を構え、同年六十八銀行奈良支店が東向通りの南端橋本町にギリシャ様式四階建ての洋館を新築、角振町から移転した（昭和三年本店となる、現南都銀行本店本館）。昭和のはじめ東向通りには、四つの金融機関があったことになる。

すでに述べたように、明治四十年（一九〇七）商店会のはしりとして餅飯殿財団の結成をみていたが、東向通りの発展にともない、昭和のはじめ、東向三町と花芝町とで旭実業会が結成された。昭和三年（一九一八）には餅飯殿通りの舗装とアーケード設置が成り、二年後には東向通りにすずらん灯がつけられるなど、近代的商店街の装いを整えた。（東向・花芝通りの舗装が成るのは昭和九年十一月、三条通りは翌十年四月のことである）

このころから百貨店の進出が商店界の大きな問題になってきた。すでに大正末ごろから、三越や大丸が、いまの春日ホテルのところにあった新温泉（大正十一年にできた温泉旅館）などで、呉服類を中心に出張販売を行って好利益をあげていたが、昭和三年十月、大軌駅前のさきの三階建てのビルに奈良大軌百貨店が開店した。もっともこれは、大軌電鉄とも大都市百貨店とも関係のない合資会社であった。物珍しさも手伝って、いちじは買物客も多かったが、二年もたないうちに破産、土地・建物は蚊帳問屋の木奥由松の手にわたった。

かわって進出してきたのが高島屋であった。そのころ、百貨店相互の競争が激しく、連鎖店の結成、支店の大規模化、夜間営業、均一品売場の新設、無料配達区域の拡張、演芸会・展覧会の開催など、顧客の獲得に狂奔していた。そんななか、高島屋は、東京・大阪・京都に十銭ストア・二十銭ストアを開設（昭和六年八月）、「豆戦艦の構想」とうたって「全国一〇〇店」の設置を目ざしていたという（『高島屋百三十五年史』）。仕入れの段階から手をもって、大衆向け商品

の廉売をしようというのであった。

奈良に高島屋が進出してくるのは、昭和七年（一九三二）のことだが、そのうわさはかなり早くからあったらしく、五年八月二十一日付の『奈良新聞』は、「噂!! 大軌百貨店跡へ／高島屋呉服店が進出／已に大体の交渉も終へたと宣伝／蓋し市内小売商の大打撃免れず、当の木奥は之を否認」との見出しで、つぎのように報じている。

（前略）目下同人（木奥由松）の所有になっている元大軌百貨店の土地家屋に、最近頻に地方進出を企画している大阪高島屋

呉服店が着目し、人を介して譲り渡或は賃借方の交渉をすすめ（中略）或は意外に早く両者の交渉が纏り（まとま）大資本組織になる高島屋呉服店が当市に進出して、市内の小売商人の打撃をより大ならしむるものでないかと噂されてゐる。

これに脅威を感じた地元の商店は、高島屋に先立って噂の元大軌百貨店跡を借り受けて数軒の店が入ったりしたこともあったのだが、営業が振わず一年足らずで失敗に終わった。そんなこともあったためか、高島屋は、元大軌百貨店跡ではなく、東向中町二番地（近鉄駅前から公園に向かう歩道の一角にあたる。大阪万博のときの拡張工事で道路になった。）に、二階建ての店舗（二階二〇四平方メートル）をつくって営業を開始した。昭和七年三月のことであった（『高島屋百三十五年史』）。十銭ストアとはいえ、れっきとした高島屋の分店であった。

高島屋分店は順調にその業績をのばしたらしく、九年（一九三四）九月には店の東側へ店舗の増築を願ひ出ている。全国的に反百貨店運動が高まっていたこともあって、この拡張にも市内の小売商がこぞって反対、日本百貨店商店組合も自粛を申し合わせ、昭和十二年には百貨店法が制定される。十三年五月に店舗拡張の願ひ出があったときにも商店街の阻止運動があった。高島屋分店の最盛期は昭和十五、六年ごろ、その後は、戦争が激しくなって見る影もなくなるが（いつか丸高デパートに名が変わる）、敗戦後もしばらくは存続した。

地元商店 百貨店の開設もさることながら、その出張販売も少なからず地元の商店をおびやかした。昭和四愛護運動 年（一九五）末には、

三越、大丸等の大百貨店の出張販売によって営業の不振を来たし、ひいては生活の脅威を受けるとして市内の各実業団体が聯合の上、猛烈なる反対運動を起した結果、からふじて三越の二日の出張を一日に短縮し近く出張しようとする白木屋の進出を食ひ止めて漸く愁眉を開いた

（『奈良新聞』昭和五年十二月六日付）

というようなことがあった。大阪からの資本の進出に直面して、地元の商店のあいだに団結してこれに対抗しようとする動きが起こってきたのである。

昭和三年（一九〇八）末、奈良名産品商組合の創立総会が菊水楼で開かれているが、同年十一月には小売業者によって奈良市商店連盟が結成された。これは不況下小売業の振興をはかるとともに「百貨店の侵入止を目的」として設立されたものだったという（『奈良新聞』昭和三年十一月二十六日付）。

これまで奈良の商店は、古くからのなじみの顧客や近所の家を相手の商売に満足して、積極的な販売策を講じるようなことはなかった。あぐらをかいてただ客を待つ、いわゆる「大仏商法」に甘んじているところがあったのである。高島屋の十銭ストア進出のうわさは、こうした奈良の商業界に刺激を与えた。昭和六年（一九三二）秋、『奈良新聞』はつぎのような記事を掲げている（十一月二日）。

それに刺激された奈良の商人達は素晴らしい尖鋭化した活躍振で、十一月初めの暫文払売出しは数量的から見れば可成り好成績であったが、実際儲かっているかが重要な問題である。（中略）最近当市の商人もメキメキと発展し、時代に目醒めて餅飯殿商戦会、清水の商栄会等は確に京阪に劣らぬ大奮発で、余程奈良商人の評判はよくなって御客にサービスがなかく徹底して来た。又、井上の一六会、元興寺勉強会、高御門の三八会等も競ふて良品廉売の標語を振りかざして猛進してゐる。

そこへ最近、下御門町のミカドマートという新商店街が出現して（町内通りぬげチェーンストアを計画したが、（町内素直連）の反対で中止になったとある）、（中略）売出し時の奈良の中心樽井の宵闇が迫る頃、折柄の雑踏を縫って東向通より餅飯殿通と見れば、流石は奈良第一の盛場である感じを投げてる。電飾の近代明色も一寸心齋橋らしい強い感じに私達を誘惑する様である。各店のウィンドに飾られた教条の美しい陳列品を見てさへあこがれの熱情が浮いて来る（二塚鞆吉談）。

やや誇張された文章だが、奈良の商業界にも新しい風が吹きはじめたことがうかがえる。

その後、昭和十一年（一九三六）に上六に大軌百貨店ができたこともあって、大阪へ買物に出かける人がしだいにふえていった。農村不況の打開策として、産業組合の購買・販売業務の拡充政策がすすめられたことも、小売店には脅威となった。百貨店や産業組合に対抗して自らの商売を擁護するため、地元商店愛護運動がおこってきた。昭和十一年の暮れ、「商都大阪を控えた奈良市の商店街は、日と共に大百貨店、大商店のために顧客を吸引され、益々萎微沈滞の傾向にあるので」（『奈良新聞』昭和十一年十一月十五日付）一戸知事が提唱して始まったのだという。餅飯殿商戦会、東向旭実業会、今小路商進会などの商店会がいっしょになって、市内小売商店連盟を発足させ、一種のチェーンストアを形成して、共同仕入れをする計画が生まれたりし

表10 昭和10年ごろの実業団体

奈良製墨同業組合	商戦会（餅飯殿町）
奈良製墨従業員組合	アサヒ実業会（東向・花芝町）
奈良毛筆組合	奈良日商会（寺町）
奈良麻布蚊張同業組合	勉強会（元興寺町）
奈良漆器同学組合	商進会組合（今小路町）
奈良実業協会	商栄会（福智院町）
奈良蚊張工業組合	一六会（南京終町）
奈良雲斎厚司業組合	青果組合
奈良菓子業組合	奈良検査置屋業組合
奈良薪炭業組合	元林院芸妓置屋業組合
奈良米雑穀業組合	木辻遊廓貸座敷組合
奈良名産商組合	奈良市商店街聯盟（市役所内）
印刷業組合	奈良市出品協会（市役所内）
奈良県土木建築請負業組合	

昭和10年版『奈良市勢要覧』による。

た。翌十二年四月には市内商工業団体の連合組織として奈良市商工連合会が設立されるし、おなじ年に餅飯殿・橋本・下御門・光明院の四町をまとめた商業組合設立の動きもみられた。

しかしながら、「大仏商法」から十分脱却できないまま、いろいろな内部事情や人事問題がからんで、有名無実の存在になったり、計画のなかばでとりやめになる場合が多かったようである。

ちなみに昭和十年（一九三五）版『奈良市勢要覧』が昭和九年現在の実業団体をあげているので、表10にまとめておこう。

昭和十二年 昭和十三年の『観光の奈良』（奈良市観光協会）に、この前年の日中戦争勃発前後の商店街のようすが紹介されるので、つぎに掲げておくことにする。

餅飯殿通り

「奈良の心斎橋」と云はれる市内随一の商店街「餅飯殿通り」は三条通り猿沢池より西約百米、橋本町を南へ餅飯殿町から下御門町までである。この通りは全国的に有名な奈良特産品の漆器、筆墨の店舗、高尚な洋品洋家具店、大大阪に劣らぬ流行斬新の品を陳列する呉服雜貨の店。一流の風味に食客を喜ばす飲食料店。名のある印刷屋。レコード店其他時計、薬種商等々何れも粒よりで、陳列店頭の照明等には各店とも苦心の跡が窺はれ顧客の目を引いて居る。又最近では町の南、下御門辺には清楚な喫茶店、気軽なカフェが出来たので秋の夜の散策、買物にはこの町へ一度は足を運ぶも無駄な事ではない。幸にもこの通りの直ぐ東隣は優しい情話に花が咲く元林院、南市の花街があり真直南へ進めば三百年の伝統を誇る歓楽街木辻遊廓がある。

東向通り

大阪へは三十五分、京都へは四十五分、橿原へは四十分の短時間で往来の大軌電車奈良駅に乗降する数百万の来遊客

の通路である東向通りは、南は三条通り北は鍋屋町に至る町の名である。路幅はさまで広くはなく、堂々たる建物もないが、瀟洒な奈良式のシックリとした軒並の奈良では感じのよい賑かな商店街である。奈良の名産を自由に買へる百貨物産店。気軽に憩ふ喫茶店。多人数の収容の出来る食堂もある。甘党の舌鼓をうつ菓子屋。大衆向のする呉服雜貨店。古美術の愛好家の惚々とする骨董店。秋水一閃魂のうちこむ刀剣屋もあれば味覚を囁る果物屋等々あって遊覧客としては見逃すことの出来ぬ場所である。

三条通り

省線の奈良駅に乗降する数百万の観光客は先づ路幅の広い東西の大通りに出る。これがその昔咲く花の匂ふが如く盛なりし平城朝の「三条通り」で今もその儘の名で呼んで居る。この通りは駅前から猿沢池畔までの街である。二十数軒の旅館は二階、三階の純日本式建物が多く朗かに御客を迎へて居る。買ひ安い店として各特色のある名産店。漆器、人形の特産品の店。旅の疲れの一休みに便利な簡易食堂、飲食店、カフェ等々が配置よく立並んでゐる中にも一きわ目立って宏壮な建物は和式では郵便局、洋館では銀行警察署等がある奈良市目貫きの大通りである。特に中央北側に奥深く鎮まります第九代開化天皇御陵の砂目正しい参道に目がつかば思はず襟を正して礼拝する人の多いのも二千年前の古都を偲ぶ風景である。鈴蘭灯の街路照明に秋の夜景の奈良情緒を満喫するには十分である。

井上通り

木辻遊廓の東通りにある奈良市南部の商店街である。特に毎月一、六の日には夜店が催されて、なか／＼盛況を呈して居る。

清水通り

市の東南部市役所通りから聯隊前通りに至る東西の細長い町であつて、新薬師寺、元興寺、頭塔等の史跡コースになつて居るし、添上山間部との商取引が行はれてゐて活気を呈して居る。

手貝通り

京街道佐保川より公園に至る通りで交通機関の発達しなかった往時京都へ通ずる唯一の道路であったから北部商業の中心地であって今も尚市の北部の咽喉として地方との商取引が盛である。

3 農村恐慌と経済更生運動

自作農の創設

すでに早く日露戦争後の農村対策として、地方改良運動が展開されたが、第一次世界大戦後、農地政策の中心に登場してきたのが自作農創設

維持政策であった。

地方改良運動は、日露戦争後の農村問題（農民の窮乏、農村の荒廃）の深刻

化に対応して、戊申詔書の発布を契機にすすめられたもので、

部落有林野の統合などによる町村基本財産の造成、神社の合祀、

国家祝祭日の定着、農事改良事業の推進、町村是の作成などが

その内容であった。その推進にあたっては報徳精神（自力更生を説いた二宮尊徳

の思想）が鼓吹され、推進勢力として産業組合や青年団の育成が

はかられた。産業組合には（明治三十八年を満期に勸奨）農家経済の安定のほか

勤儉貯蓄、風俗の改良、地主小作人の協調、町村税滞納の一掃

などが期待された。

表11 大正13年度 村基本財産ほか

村 名	村基本財産総額 円	村債償還未済額 円
大東市村	12,946.227	1,688.350
安寺村	1,005.060	
辰市村	14,287.241	
明治村	4,792.320	
帯解村	22,194.377	
都跡村	3,955.055	
平城村	3,019.510	
伏見村	1,995.015	
富雄村	18,802.943	
狭川村	5,453.759	
東里村	4,022.520	20,147.830
柳生村	6,291.985	
大柳村	4,966.819	374.340
田原村	9,962.663	
五ヶ谷村	7,941.110	

注 「大正15年度 特別町村調査票」から

表12 自作農創設維持資金貸付状況

	貸付数	貸付年次
	円	
田 原 村	10,000	大14
東 里 村	27,000	大11
狭 川 村	20,000	大12
明 治 村	2,879	大15
〃	2,630	昭 2
大 柳 生 村	7,346	大15
平 城 村	3,370	昭 2

「大阪通信局報」から

表14 貸付可能額

	大正15年度	昭和 5 年度
	円	円
奈 良 市		640,558
帯解村(町)	17,472	102,423
大 安 寺 村	15,216	74,517
明 治 村	2,208	24,070
東 市 村	15,552	101,022
五 ケ 谷 村	1,296	24,255
田 原 村	※ 5,824	40,204
柳 生 村	8,244	42,365
大 柳 生 村	2,448	8,052
東 里 村	※ 3,020	7,813
狭 川 村	※ 1,640	17,205
辰 市 村	1,920	14,445
都 跡 村	6,744	67,049
富 雄 村	13,464	68,345
平 城 村	3,000	23,029
伏 見 村	4,368	50,765

注1. 大正15年度の※印は貸付可能額をこえていて、いちじるしい新加入がないかぎり、同年度、翌年度は貸付不可能な村とされている

2. 大正15年度は「奈良県報」1542号から

3. 昭和 5 年度は「奈良県報」792 号から

いわゆる名望家のほか、町村長や小学校長、宗教家などが動員され、模範村の顕彰も実施されたが、大正期に入って運動は下火になった。
奈良市近郊農村でどれほどの成果があったかは、確かめることができないが、大正十三年(一九二四)度の村々の基本財産は、表11のとおりである。
かねて農村の中核として自作農の維持をはかる必要が説かれていたが、第一次世界大戦後の小作争議の急増に対応して、自作農の創設維持が国の政策としてとりあげられるようになったのである。これは、大正十五年(一九二六)の自作

表13 昭和3年度 自作農創設維持資金貸付状況

	貸付額
	円
明 治 村	600
大 柳 生 村	5,000
都 跡 村	12,800
伏 見 村	4,100
平 城 村	8,600

第四章 経済不況と奈良

農創設維持補助規則の制定にはじまるのだが、これよりさきに奈良県では、大正十年度から県独自の政策として自作農創設維持資金の貸し付けをはじめていたことが注意される。政府の補助規則によれば、簡易保険積立金から小作地購入

表15 奈良市周辺地域別自作小作別耕地状況（単位町）

年 度	地域名	総 数	自作	%	小作	%
昭和2年 (1927)	東 部	1657.6	11122.4	67.7	535.2	32.3
	南 部	1366.8	537.2	39.3	829.6	66.7
	西 部	1881.7	809.3	43.0	1072.4	57.0
昭和5年 (1930)	東 部	1798.3	1256.8	69.9	541.5	30.1
	南 部	1441.0	660.0	45.8	781.0	54.2
	西 部	1889.4	931.9	49.3	957.5	50.7
昭和8年 (1933)	東 部	1790.7	1196.8	66.8	593.9	33.2
	南 部	1438.8	649.2	45.1	789.6	54.9
	西 部	1858.6	901.1	48.5	957.5	51.5
昭和11年 (1936)	東 部	1764.8	1175.5	66.6	589.3	33.4
	南 部	1438.1	684.8	47.6	753.3	52.4
	西 部	1855.4	933.9	50.3	921.5	49.7

付表6による。

表16 奈良市周辺地域別自作小作別、農家戸数状況（戸）

年 度	地域別	総 数	自作	%	小作	%	自小作	%
昭和2年 (1927)	東 部	2022	844	41.74	347	17.16	831	41.10
	南 部	1881	403	21.43	867	46.09	611	32.48
	西 部	1915	398	20.78	441	23.03	1076	56.19
昭和5年 (1930)	東 部	2024	815	40.27	319	15.76	890	43.97
	南 部	1924	457	23.75	843	43.82	624	32.43
	西 部	1855	420	22.64	418	22.53	1017	54.83
昭和8年 (1933)	東 部	1959	806	41.14	288	14.70	865	44.16
	南 部	1853	453	24.44	758	40.91	642	34.65
	西 部	1850	429	23.19	464	25.08	957	51.73
昭和11年 (1936)	東 部	1891	784	41.46	254	13.43	853	45.11
	南 部	1743	471	27.02	610	35.00	662	37.98
	西 部	1793	441	24.60	430	23.98	922	51.42

付表5による。

のための低利資金を貸し付け、据置期間を除いて二四か年で年賦償還することになっていた。いま近郊農村についてその貸付状況をみると、表12のとおりで、昭和三年（二五〇）度の県農林課の貸付決定額は表13のとおりである。なお、県では、表14にみられるように、村ごとに貸付可能額を示して申請を受け付けた。

自作農創設維持補助規則が制定された大正十五年以降、昭和四年（二五五）のはじめまでは、奈良県内で八七五八人に六三万円の貸し付けがあり、田二三町八反四畝二〇歩、畑一五町九畝二九歩が自作地になったという。（『奈良新聞』昭和四年二月十九日）。これを近郊農村についてみると、およそ表15にみられるとおりである。自作地の割合の高い東部地区では、あまり自作地の増加はみられないが、南部・西部地域では小作地から自作地への転換がかなりすすみ、昭和二年にそれぞれ三九・三割、四三割だった自作地の割合が、十一年にはそれぞれ四七・六割、五〇・三割に上昇している。表16はこの間の自作小作別農家戸数の変化を示したものであるが、東部地区よりも南部・西部地域に自作農の増加と小作農の減少の傾向を読みとることができよう。

恐慌下の昭和四年（二五五）秋にはじまった世界恐慌は、農村もまきこんだ。米・まゆをはじめ農産物価格近郊農村が暴落したばかりでなく、その下落率が肥料や農具など工業製品の価格の落下率を大きく上まわり、農家経済を圧迫した。そのうえ奈良県は、翌五年七月三十日から三日間にわたって豪雨に見舞われ、「惨憺たる大水害」をこうむった。河川の堤防がいたるところで決壊、浸水家屋一万戸、浸水田畑一万町歩、「農作物の被害また想像を許さず」（『奈良新聞』八月三日）とある。奈良市内でも佐保川・岩井川・菩提川の堤防が各所で決壊し、浸水家屋は二四五軒という。現市域では五〇〇（六〇〇）戸にも被害をうけたというから、農作物の損害もまた大きかったようだ。

八月十四日「ドン底農村を救ふべく」県農会の主催で「農村不況対策並びに水害善後策協議会」が開かれるが、

第四章 経済不況と奈良

その決議文には「農産物価格の未曾有の暴落と負担の加重に依り、現下農村は深刻なる不況に沈淪し、農家の苦悩民心の沈滞其極に達す、殊に本県は過般の水害をかうむり特に一層悲惨なる実状なり」とある。

そのうえこの年は、豊作と重なってわずかの間に米価が急落し、いわゆる「豊作飢饉^{きん}」となった。『奈良新聞』(十月三^日)も、「豊作が祟^{たた}った農民の実収入」として「数年来にない米の豊作を見ながら、驚くべき米価惨落に逢ひ、救はれないのは農民であるが、小作階級の受けている打撃が最も深刻で、次が地主・自作農という順になっている」と報じ、石当たり平均相場一八円二五銭、前年の三一円八

〇銭に比べ一三円五五銭の下落、地主は反当たり水田小作料一石五斗をうけるとして一四円二七銭の減収となり、国税・市町村付加税の平均一一円弱を差し引いて手取り残金一六円三八銭(石^石当たり平均相場で計算すると減収は二〇)、小作人は反収一石九斗七升八合(前年より五升^{四合の増収})で二六円八〇銭の減収、小作料一石五升を納入したあとの手取米九斗二升五合で一六円八八銭の収入だが、肥料代を差し引くと実収は一三円八八銭、自作農は三五円八七銭(三六^{三〇}円)の総収入中税金一一円、肥料代三元を差し引いて二二円一〇銭の純利益となり、ほかの職業の人にくらべて、わずかに成績がよい、としている。

また、県農会の調査によれば、近郊の経営面積一町一反

表17 農業経営状況

	甲の家		乙の家	
	昭和4年度	昭和5年度	昭和4年度	昭和5年度
総収入金	円 1,618.045	円 867.41	円 1,306.37	円 1,253.285
内訳				
蔬菜類	471.485	413.41	851.61	1,138.52
鶏卵	48.50	92.58	15.12	23.115
鶏肉	123.86	66.62	18.64	44.45
玄米	936.40	280.80	421.00	41.00
麦	37.80			
豆		14.00		
その他				6.20
農業経営費支出額	292.43	248.06	292.43	279.32
純益金	1,325.615	619.35	1,013.94	953.965

注1. 甲の家の集計は兩年度とも検算のうえ修正した。

2. 乙の家の純益金も検算のうえ修正してある。

四畝の自小作農家二軒の昭和四、五両年度の経営状況は表17のとおりである（『奈良新聞』昭和六年六月五日付）。米価急落の直撃をうけて、両家とも四年度にくらべて五年度の玄米収入が激減した。そのため米作に重点をおいていたとみられる甲家の打撃がとりわけ大きい。四年度にくらべて、総収入が五三・六割（乙家は九四・一割）と半分以下になっている。これをふまえて『奈良新聞』は、「多角経営に依って／農村不況を打開せよ／経営の適否如何は純益に大差」という見出しをつけたのであった。

すでに昭和四年度には、農家経済は赤字をかかえこんでいた。県農会による添上郡山間部の自作兼小作農家の家計調査によれば、表18に示したように四六円八〇銭の不足を出している。ここに兼業とあるのは茶業であったようだが、この家は村内でも「頗る農事に熱心でその労働日数の如き七百六十日」に達していたという。こうした「中堅農家にして然り、他はおして知るべし」というべきであろう。経営規模が小さく、兼業収入によらなければ生計のたたない農家には、恐慌による兼業の減少が追い打ちをかけることになった。農家の赤字はふえるいっぽうで、負債は累増していった。

添上農会の調査によれば、農業の日雇賃も表19にみられるように、昭和六年、七年に急落、これを掲げた『奈良新聞』は「貧農階級者のドン底生活」がうかがわれるとしている（昭和七年六月十四日付）。

表18 昭和4年度 添上郡山間部農家家計状況

家族5人（経営者夫婦、子供2人、叔父1人）

経営田畑1町5反4畝6歩

田1町4反0畝18歩

畑1反3畝6歩

収 入			支 出		
円			円		
田	か	ら	生	産	費
畑	か	ら	農	業	経
農	産	加	兼	業	経
兼	業	収	家	計	費
		入	諸	掛	金
		計	低	利	資
			金	年	賦
			還		
			計		

注 頼母子・産業組合・保険者の掛金（『奈良新聞』昭和5年9月5日付による）

昭和七年（一九三二）九月、一五〇〇人の農民を集めて県公会堂で開かれた県内の農会大会の宣言も「晩近農村窮乏は其惨状実に言語に絶す、今や農家の経済は全く破滅に瀕し、民心稍ともすれば建国農本の大精神に動揺を来し、国運の前途暗澹として深憂に堪えざるものあり」としている。ちなみに、この大会で自力更生の実行を決議、自力更生事業に対する助成と地租付加税の軽減を県知事に要望している。

農村経済 農村の疲弊が深まるにともない、各種団体の農村救済請願運動が高まっ
更生運動 た。これに対応して政府は、昭和七年（一九三二）度から救農土木事業を

すすめるとともに農山漁村経済更生運動を出発させた。

政府は、昭和七年度の予算で、農林省関係予算一億八〇〇万円の七九・五割、八六〇〇万円を救農土木事業にあてた。その助成を得るため、「県庁へ、県庁へと／押掛ける陳情の洪水」との報道があるが（『奈良新聞』八月十日付）、その実施状況を具体的に明らかにする史料はない。

昭和八年度に伏見村で、農村振興土木費補助として、工事費二五〇〇円の七五割にあたる一八七五円の交付をうけたことが知られる（昭和八年度「歳入出決算書」）。しかし、軍事費の膨脹にともなってこの事業は三か年で打ち切りとなる。

農山漁村経済更生運動は、昭和七年九月、農林省に経済更生部が設けられ、十月に「経済更生計画に関する農林省訓令」が出て、発足の運びとなった。これをうけて奈良県では、十月二十一日、つぎのような知事訓令（甲第一五五号）を発するとともに「奈良県農山村経済更生計画樹立方針」（九八号）を市町村に配付して運動に着手した。

現下農山村ノ疲弊ハ其ノ極度ニ達セントシ、民心動モスレハ安定ヲ欠カントスルノ虞アリ、之ヲ更生シ其ノ振興ヲ策スルハ刻下喫緊ノ急務タリ

表19 農業日雇賃の推移

	賄つき農繁期	農閑期
	円	円
昭和3年(1928)	2.50	2.00
4年(1929)	2.00	1.60
6年(1931)	1.30	0.80
7年(1932)	0.90	0.75

『奈良新聞』昭和7年6月14日付による

茲ヲ以テ政府ハ今回農林省ニ經濟更生部ヲ新設シ、農山村ノ經濟更生ニ関スル諸般ノ方策ヲ考究施設セラル、コト、ナリ、本県亦之ニ呼応シテ農山村經濟更生委員會ヲ設置シ、以テ県内農山村ノ經濟更生ニ関スル調査研究及指導ニ当ルト共ニ、市町村ニ對シテモ同様經濟更生委員會ヲ設置セシメ相連繫シテ農山村ノ全般ニ亘リ組織的、統制的ナル更生計画ノ樹立実行ヲ勸奨セントス。蓋シ農山村經濟更生ノ方途ハ頗ル広汎多岐ナルヘシト雖、其ノ經濟ヲ計画化シ、其ノ産業ヲ組織化シ、以テ農會、産業組合、農事実行組合等、産業団体ノ普及刷新及相互ノ連絡提携ヲ密ニスルト俱ニ其ノ金融並生産販売購買等ノ手段ヲ共同化シ、一般ノ生活ヲ合理化シ備荒共済施設ヲ充実スルガ如キハ、其ノ最モ主要ナル事項ニ属スヘシ、然レトモ農山村經濟更生ノ途ヲ計画シ、進ンテ其ノ実行ヲ挙クルハ容易ノ業ニ非ス、宜シク綿密ナル調査ト周到ナル考究ノ下ニ之カ計画ヲ樹立シ、熾烈ナル熱意ト不拔ナル意力トヲ以テ、其ノ実行ニ邁進スルヲ要スヘシ、冀クハ時局ニ鑑ミ、政府及県ノ意ノ在所ヲ察シ、曩ニ設ケタル国民更生運動ヲ始メトシ、各種ノ精神教化運動ト協調戮力シ、大ニ積極進取ノ氣風ヲ作興シ、以テ県下産業ノ振興經濟ノ更生ニ遺憾ナキヲ期セラレンコトヲ望ム

「經濟更生計画樹立方針」は、計画樹立機關選択上の注意、指導督励機關、産業組合や農事実行組合との關係、基本調査などの細部にわたって方策をのべ、付録に經濟更生委員會規程、計画助成規程、申請書添付書類の記載要項をのせている。

昭和七年以降、毎年一〇〇〇町村を經濟更生計画指定町村に指定し、助成金（一町村あたり一〇〇円）を与えて計画の推進をはかったが、十五年までに全国町村の八一割にあたる九二五三町村が指定され、十七年

表20 現奈良市域の經濟更生指定町村

年 次	町 村	備 考
昭和7年度	大安寺村 都跡村	県内指定町村20
昭和8年度	帯解町 平城村	
昭和9年度	五ヶ谷村 田原村	
	狭川村	30
昭和10年度	辰市村 東市村	30
	柳生村	
昭和11年度	明治村 東山村	20
	東里村 富雄村	
	伏見村	
昭和12年度	大柳生村	5

注 昭和13年度は奈良市域の町村で指定はない。
県内で4か村だけ。

まで指定が継続された。奈良市近郊農村の指定状況は表20にみられるとおりである（『農山漁村経済更生（運動史資料集成）』）。

指定村となるにあたっては、計画書を作成して上申し、最終的に農林省の査定をうけなくてはならなかった。柳生村は、昭和十年度に経済更生指定村になるが、当時の村長がその査定日の思い出をつぎのように書き残している（『辰巳友雄「村政回顧談」』、『柳生のかさ』所収）。

村を興すためには、当時、政府が提唱している経済更生計画を樹立実行するの外なしと考え、県の指定を受けるべく計画を樹てたのである。この計画樹立には当時、村の技師を努めていた巽鶴吉氏に負う所が多かった。指定を受けるには候補村が夫々計画を樹てて、色々面倒な書類を提出し、最後に農林省の査定と言うことになるが、愈々査定の日が来て、農林省の係官、県知事（三嶋誠也）を初め係官が多数来村され、村では村会議員初め、区長、学校長、各種団体長が全部集まって、計画について、各係官から色々質問を受けると同時に、村長の計画を説明するのであるが、その席上、私は従来の県の指導方針が誤⁽¹⁾ってる、今迄は主として優良村を対照⁽²⁾に集中指導し、その成果の挙がることのみを喜んでいる風があった。何故に最も悪いと思われる所謂難村から指導してレベルを引上げるような方針を採らないかと痛烈に批難したので、県の係官はこれを制止しようとしたのであるが、農林省の係官はそれは面白い意見だ、今くわしく聞かして貰いたいと言う訳で、之に勢を得た私は更に語を次いで、こう云うことを言ったら定めし知事さんの御機嫌を損ねて、或は指定されぬかも知れんが、私は指定されな⁽³⁾いからと言って決して決して悲観はしません。既に更生の決意は出来ているから必ずや独力を以てやり遂げて見せま⁽⁴⁾すと語を結んだのである。時間は既に一時を過ぎていたので、急いで粗飯の用意のあることを告げたのであるが、直ぐ帰県されてしまった。後で随行して来た郡農業会長に電話して見たら、農林省の係官が面白い村長だ、あの熱意なら必ずやり得ると思うから、第一に指定しようと言われたとの事であった。逆手に出たハタタリも反って切を奏したなど大笑いしたことであった。計画中には農業倉庫の建築、産業組合の拡充、林道及び村農道の新設整備、耕地の改良、開墾の実施等あらゆる方

この経済更生運動は、産業組合を中心に農事実行組合など農業諸団体を組織化することによって農村経済の再建を目ざしたものであったが、さきの救農土木事業にくらべて政府の財政的助成が少なかった（農山漁村経済更生施設費の国家予算は昭和七年度三三三万七千円、八年度は三三五万四千円、次年度からは三〇五万四千円）。いきおい自力更生・生活改善・勤儉貯蓄など精神面のみが強調されて、「自力更生」が運動の別称にさえなっていた。それも、戦時体制が強化されるにともない、銃後農村経営、戦時農業生産力拡充政策の一部となり、太平洋戦争中の皇国農村建設運動につながることになる。

県からの「経済更生計画樹立方針」をうけて田原村では、つぎの委員会規定を作成、運動にとりかかっている。

第一条 本会ハ奈良県農山村経済更生委員会ト連絡シ、本村経済更生ノ方策ヲ確立シ、之カ実行ヲ期スルヲ以テ目的トス

第二条 本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為、本村ノ実情ヲ適応セル經濟更生計画ヲ樹立実行スルモノトス

前項ノ經濟更生計畫ハ奈良県農山村經濟更生委員會ノ審議ヲ經テ之ヲ確定ス

第三條 本會ハ會長一名、副會長三名、委員若干名ヲ以テ之ヲ組織ス

第四條 會長ハ村長、副會長ハ本村農會長、産業組合長、小学校長ヲ以テ之ニ充テ、委員ハ本村吏員、村會議員、大字總代、

本村農會、産業組合、農事實行組合其ノ他産業諸団体ノ關係者ノ外特ニ經濟ニ經驗アル者ニ付會長之ヲ囑託ス

第五條 會長ハ會務ヲ總理シ、會議ノ際、議長トナル

副会長ハ会長ヲ補佐シ、会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代理ス

第六条 本会ニ幹事書記及調査員若干名ヲ置キ、会長之ヲ命シ又ハ囑託ス

幹事ハ会長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

調査員ハ上司ノ指揮ヲ承ケ本社経済更生ニ関スル調査ニ従事ス

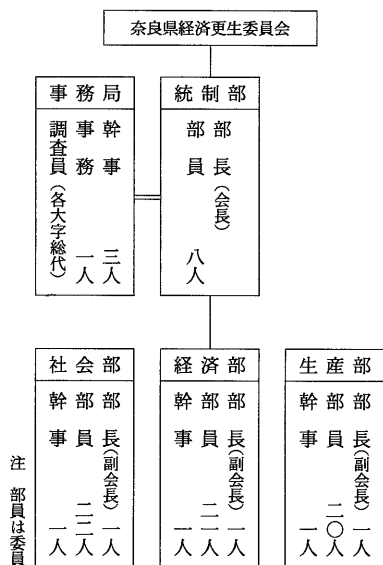
第七条 委員幹事書記及調査員ノ旅費又ハ手当其ノ他本規程ニ定メ事項ニ付テハ会長別ニ之ヲ定ム

その内容は、どの町村でもほぼ同じようなものだったであろう。経済更生運動は、村長・小学校長・産業組合・農会の役員や篤農家を中心人物とし、自作・自小作農など農業生産力の実質的な担い手である中農層を中堅人物としてすすめられたといわれるが、第四条にそれをうかがうことができる。

田原村では、図3のような組織をつくって運動をすすめた。『田原村史』によれば、指定村となった翌年度から五か年にわたり実行に邁進、「役場・学校・組合・農会一丸となり、生産・経済・社会の各面にわたり、多大の実績をあげた」としてつぎの事項を掲げている。

- 1 村内道路網の完成
- 2 有畜農業の奨励、当時四〇余頭に過ぎなかった牛が、今日六倍を超えるに至った基礎は、この時代につくられた
- 3 製炭事業の奨励、木炭村内自給の域に達した
- 4 製茶共同工場の完成、大野・横田の製茶工場はそ

図3 田原村経済更生委員会組織体系



の主なものである

5 まったけ類の保護育成を各大字で実行

6 耕地整理組合の結成により、その実績をあげ、特に長谷・中之庄・沓掛・和田等顕著であった

田原村は、すでに大正四年・十五年・昭和四年の三回にわたり、治績良好として知事から報奨金を下付されていたが、経済更生運動への取り組みも評価されて、昭和十年（一九三五年）十一月三日、内務大臣から優良村として表彰される栄誉に輝き、知事からは奨励金二〇〇〇円の下付をうけた。この優良村については、つぎの文章にくわしい（福西信幸「田原を訪れて」。
『田原のくらし』第二集）。

田原は昭和期の日本を代表する〈優良村〉でありました。ここでは優良村について少し述べておきたいと思います。明治末年、日露戦争による国力の消耗と資本主義の発展による農村の疲弊が社会問題となり、内務省を中心として自治民育をスローガンとする地方改良運動が強力にすすめられ、国力の回復が企てられました。現代風にいえば、一種の〈村おこし運動〉であります。このとき、内務省は自治に熱心で納税などの成績が良好な町村を選奨し、奨励金を交付するなどして、この運動を促進しようとする政策を行いました。

これが優良村の始まりで、第一回目は明治四十三年二月、広島県加茂郡広村など二八村が表彰されました。以後二七回百数村が選奨されています。奈良県では第三回るとき、生駒郡北倭村が、村治紊乱を挽回するため有志図って長老を村長とし、垣内を設け、諸事を統べ、村民相扶け当局者村民一団となり、遂に各方面の施設大いに整い、その面目を一新した、との理由で最初の優良村に指定されています。続いて北葛城郡王寺町が第二〇回の時に、町民の公共心強く、各方面共良好な成績を収めて居る、として選奨されています。

田原が優良村となったのは第二二回（昭和十年十一月）のときであり、奈良県で三番目、全国で一〇〇番目ということになります。

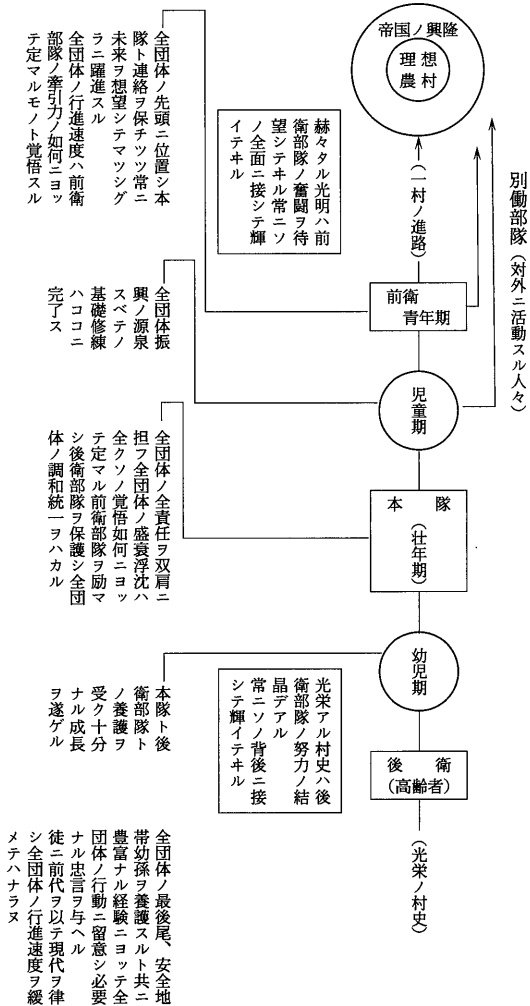
優良村の七割以上が明治末から大正初期の地方改良期に集中しており、それらの多くは大正末期にはリーダーを失い、優良村とは呼べない状態に転落していました。田原が優良村となった昭和十年ごろは、昭和五年に始まった世界恐慌の影響を受け国内では農業恐慌が猛威を振るい、娘売り、間引き、欠食児童などが大量に出現するなど各地の農村は危機的な状況に落ち入っており、政府はそれを克服するために自力更生を目的とする経済更生運動を展開していた時期でありました。こうした意味でも、田原は昭和期の日本を代表する模範村であつたのです。二宮金次郎で有名な報徳会の機関誌「斯民」は優良村田原について次のように記しています。

歴代の村長は何れも熱心で、その期間も敢えて長期に涉つた人はいないけれども、要するに誰でなくては治まらぬと云うこともなく、又、他を排して任に就こうとする野心家もない。推されて任に就くや精励事に当たり……事なるや、他に譲りて交代任に当たるの習慣がある。この点他の優良村と著しく趣を異にしている。

と。このように、他の模範村が概して特定の「名村長」の個人的力量によって組織・維持されていたのに対して、田原では村内に設けられていた種々の経済団体、地域団体、社会教育団体などが大きな役割を果たしていたのであり、これらの諸団体の自律的で活発な活動と相互協力が原動力であり、優良村としての田原の歩みは、それらに何らかの形で参加していた愛郷心に富み、理想の村建設の意欲に満ちた村民のたゆまぬ営為によって、内部から深く支えられていたのでありました。昭和十三年の自治制公布五十周年に際し、田原は二度目の選奨を受けています。再度の表彰を受けたのは十余村にすぎず、それもこうした実績のうえに基づいていたのであります。

優良村に選奨されるだけのことがあってよいのであろう。田原村では日中戦争の全面化を待たずに、戦時下皇国農村をさきどりするかのようにつぎのような挙村体制を築いていたのであった（昭和十一年版『田原村勢要覧』）。

図4 全村行進体制図解



(昭和11年版、『奈良県添上郡田原村勢要覧』)

4 社会運動の展開

労働恐慌下の昭和を迎えて、社会運動に対する取締りが強化され、昭和三年（一九一八）三月いわたる三・一五事件があり（日本共産党に対する全国一斉検挙）、昭和七年八月にも県下の一斉検挙が行われた（一二三人が取

書類送検）。このため、社会運動をめぐる状況は、いちだんときびしくなるが、運動そのものが壊滅したわけではな

かった。

奈良市についてみても、恐慌下の生活難から労働争議や小作争議がおこっている。昭和二年末から翌三年にかけては、人力車夫の争議があった。「打続く財界の不況と田タクの出現」によって苦境に追いこまれた奈良駅構内の車夫たちが立ちあがったのである。かつて八〇人だった車夫が五二人に減ったのに、営業主から従前通り人力車一台につき一〇円合計八〇〇円の納入を求められた（車の実数は不明）。五二人で頭割りにすると、一人当たり一五円をこえる負担となり、そのうえ滞納すれば営業停止にするという。車夫たちは、これを不当として十二月三日早晩浅茅ヶ原に集まり、営業主の排斥を決議、決議文を奈良駅長と神戸鉄道局長に送った。こえて翌三年、車夫の代表が神戸鉄道局や県当局に陳情したりもするが、交渉は進展せず、一月二十一日同盟罷業に入った。同盟罷業は一日で終わったが、営業主は車代を一台当たり一一円とするかわり、一〇円の退職手当を廃止すると回答、指導者八人を停職とし、一三人から車夫免状を没収する措置をとった（『奈良新聞』昭和二年十二月四日、昭和三年一月十一日、二十一日、二十五日、二月四日付）。その結果どうなったかは明らかでない。

昭和七年には奈良駅構内の車夫三五人が、新たに入った共同営業主の退陣を要求して、七月十七日に一日のストをうった（同昭和七年七月十八日付）。奈良駅長らが仲裁に入ったが、なかなか解決せず、年がけて当人が市議員に当選し、営業主を退いて幕が引かれたらしい。なお、昭和十二年にも人力車夫たちは、若草山麓自動車道の開設が生活の侵害になるとして反対運動をおこしている（『大和百年の歩み』社会・人物編）。

昭和五年三月には、当時東向にあった大軌百貨店（五月七）の従業員が、給料の遅配を不満とし、その即時支払いなど一〇か条を要求、十七日、男子三五人・女子二九人の全員が運動会に名をかりて浅茅ヶ原に集まり同盟罷業を行ったことがあった（同昭和五年三月十八日付）。

昭和六年（一九三二）三月十日、瓦職工の北和・奈良・帯解の三組合の合同発会式が行われ（参加者五〇余人）、つぎのような綱領を決定している（昭和六年三月十一日付）。

一 我々は我々自身の団結力に依り正当なる雇傭条件を製造主との間に締結せんことを期す

一 我々は相互扶助の精神を養ひ、あく迄同業者間の生活保全のために結束す

一 我々は我々自身の力に依って物心両面の向上を期す

昭和八年二月十二日、帯解町瓦工組合の製瓦機工二六人が、一日の割当製瓦数三六〇〜四五〇枚が過重であると、これを三〇〇枚に減らすよう求めて争議に入り、十四日につぎの条件で妥結をみている（昭和八年二月十六日付）。

地瓦三六〇枚、熨斗瓦五〇〇枚、磨あげ二四〇枚、饅頭石餅一一〇枚、唐草一二〇枚

同じ年、辰市村杏の麻裏製造職工四〇人余りも、一月中旬物価騰貴を理由に請負工賃の値上げを要求、一足につき三厘の賃上げをかちとったのも束の間、二月二十六日一足あたり五厘の値下げ通告を受けた。これに憤慨した職工たちは直ちに同盟罷業に入り、国道一五号線の改修工事にしたがって生活の安定を図り、持久戦に備えたという

（昭和八年三月一日付）。

また、この年の二月、市街自動車株式会社社の運転手、車掌ら四九人が、監督の退陣、風紀の肅正、共済組合規則の改正などを求めて五日に同盟罷業を決行、監督が辞任してストは一日で終わった（『奈良新聞』昭和八年三月六日、七、月付『日本労働年鑑』第一五巻）。

製墨・毛筆 散発的にこうした争議があったなかで、大きかったのは昭和九年（一九三四）秋の製墨職工の争議で職工の争議 あった。これより先一月のこと、今辻子町の製墨職工八人が、小型墨一〇〇挺につき二五銭の

ネマイ（練合せ型入れ）賃の三三三銭への値上げを要求して罷業に入り、一挺につき二厘八毛、一〇〇挺で二八銭とすること

で妥結をみた争議があった（『奈良新聞』昭和九年一月九日、十日付）。十一月、製墨期に入るに先立って製墨職工組合（組合員約三〇〇人）が賃金の

二割方値上げを要求して立ちあがった。「業主が賃金協定を守らず、機会あることに賃下げを行ってきたので、現在では二割方の値下げになっていて、季節労働者である職工の生活権が脅かされている」というのが、その理由であった。職工たちは、漢国町の山の寺に立てこもり、ストライキの構えをみせた。業主側は連日協議を重ね、ようやく五分上げということで意見がまとまり、二十二日組合側に回答した。しかし組合側は、誠意が認められないとして拒否、腹を立てた業主側では、当初の「二分の値上げ方針に還元すべき」だとして、二分以上は絶対賃上げせずと決議するにいたった。材料高による生産費の高騰と不況による事業不振のため当面の賃上げは不可能、景気の好転を待つて問題の解決を図ろうというのが、業主側の立場であった。組合側は態度を硬化させるが、職工の中には未明秘かに業主のもとに働きに行くものもあつたらしい。組合は団結の強化を図ることを急務として、二十五日未明午前五時から「スキップ」(スト)防止のデモをうった。警戒中の奈良署員が急行してきたときには、デモはすでに解散となっていたが、幹部数人を検束した。争議の調停を図ろうとして奈良署は、かれらの真意をただし、六分の値上げなら妥結可能との回答を得てこれを業主代表に伝えた。組合事務所には当日午後、全農県連幹部が訪れて「階級的支持」を表明、アジビラを配布したりして、組合の闘争を励ました。業主側は当日午後七時から総会をもち、組合側の六分値上げ案について協議するが、議論百出、二十六日午前五時にいたって「三分の値上げと見習い職工の加入金全廃(業者組合員担)」という条件」で、ようやく意見の一致をみた。午後代表からその返答を得た奈良署特高主任が、組合幹部を招いて受入れ方をすすめるが、組合側はこれを拒否、調停は暗礁に乗りあげた。

しかし、組合側はしだいに軟化、二十八日、代表二人が奈良署を訪ね、見習い職工加入金の明年六月までの現状維持(加入金が全廃されると業主が無制限に見習い工を採用することになるとして反対)を条件に、三分値上げを受入れる旨回答、業主側から出された賃上げの六月までの延期案を奈良署がはねつけてようやく妥結、二十九日午後双方誓約書に調印して解決をみた。ところが、製墨

きのふ緊急臨時議會を開き

各業者を訪問陳情

第三、警察の力が衰弱し下つたから、
 ストリークを決定行動を生んだとい
 うのを、それと同時になつたといふ
 いた方が、市内主要警察官の一人
 人を以て可なり。形勢警察官の
 には、昨九時、警察官の一人は、
 署で警察官の一人は、昨九時、
 論に際して、工賃半ばに問題とな
 第三、警察の力が衰弱し下つたから、
 決定行動を生んだといふのを、それ
 といふ、工賃は半ばに問題となつた
 第三、警察の力が衰弱し下つたから、
 決定行動を生んだといふのを、それ

(『奈良新聞』昭和10年2月11日付)

業主の一部に、三分の値上げを履行しないものがあつたらしい（昭和十年四月八日付）。

昭和十年（一九三三）二月には毛筆製造職人が、物価の高騰を理由に工賃の三割値上げを決議、個別に問屋を訪問して陳情運動を始めた。問屋側は組合を相手に対応するべきだとし十二日夜徳融寺で両者が会同、問屋側は、他の同業地では値上げのことはなく、当市のみ工賃の値上げは単価の値上がりとなって商売に差し支えるから値上げは容認できないが、「現在の原料を同値の筆より三割減じて製筆」するのを認める（「十円の筆一本をつくるのに原料五円、工賃五円というような割をなくし、原料三円五十銭ないし四円とし、工賃六円五十銭ないし六円として製筆したものを現在のまま十円で買求める」ということで一応解決したかにみえた。ところが職人側は、

豊橋・大阪・京都の同業者と会同したりして態度を硬化させ、三月十一日約六〇人が徳融寺に立てこもって同盟罷業に入った。大阪・京都・豊橋三市の製筆職人の代表が仲に立ち、十五日、問屋側が四月一日から最高一割五分以内の値上げを認めて争議の解決をみた（同昭和十年二月十一日、十三日、十五日、三月十三日、十七日付）。

このあと、昭和十一年（二九六）七月に、帝蓄レコード株式会社の従業員約一〇〇人が（二五〇人）、会社側が提示した労働条件（月四回の公休日を一回とする、）を不当とし、その撤廃と待遇改善を求めて要求書を提出したことがあったり（『奈良新聞』昭和十一年七月二十五）、翌十二年五月に、奈良自動車会社の運転手一人が賃上げの要求を社長に出したりする（『奈良新聞』昭和十一年五月五日）、軍国主義の高まるなかで、労働運動はその姿を消していくことになる。

恐慌下の小作争議の激化に直面した地主層は、大正十五年（一九二六）大日本地主協会奈良県連合会を結成し、小作争議として攻勢に転じ、県当局も取締りを強化、昭和を迎えて農民運動もきびしい状況に追い込まれた。

しかし、そのために農民たちがたたかをやめたわけではない。昭和三年（一九二八）五月、全国農民組合の結成（日本農民組合が全日）をうけて、全農奈良県連合会が成立する（昭和五年、全農大）。その二年後のことだが、昭和五年秋から、辰市村杏で全農支部の再建運動がおこり、翌六年五月二十日、村のお寺で再建準備会主催の支部確立演説会が開かれ、三〇〇人の参加者の満場一致で辰市支部の結成が決議された。

この年、太田方（北葛城郡^{（北葛城郡）}）と万願寺（生駒郡^{（生駒郡）}）の小作争議が共に敗北、このため県下の農民運動は大きな打撃をうけるが、この後奈良でも、いくつかの小作争議がおこった。全農辰市支部は、六年秋から七年のはじめにかけて、奈良市の大地主に対し小作料の五割減を要求、年貢米納入を拒否してたたかった（『全国農民組合奈良県「連合」』、六・二号重引）。

昭和七年から翌八年にかけて富雄村二名で小作争議がおこり、小作人一二五人が地主二七人に対して「昭和七年度小作米三割減を要求」、「地主側は一割五分を主張し共に譲らず、目下行悩み」状態となったとある（『奈良新聞』昭和八年正月^{（昭和八年正月）}）。

また同じころ、都跡村の佐紀でも七六人の小作人が一人の地主に対して、昭和七年度の小作料減免を求めて争議をおこした。県の田中小作官補が調停に入り、たびたび折衝を重ねた結果、つぎのような条件で円満解決した。

- 一 減免は一割五厘とする
- 一 地主より金一封を小作人に給付する
- 一 納米は、昭和八年十一月二十五日より同月二十八日までの間に履行する

昭和九年（一九三四）の秋には、平城村の秋篠で、小作人七九人（五四人^{（五四人）}）が地主二七人（一四人^{（一四人）}）に対して「本年度

は、旱魃の上に風害を蒙り著しく減収となったので、小作料を五割に減免されたい」との要求書を提出した。小作人たちは十月十九日に小作人組合を結成して要求の貫徹を期した。折衝の結果「平均一反歩の小作料一石二斗乃至一石七斗減免し、なお小作料宛米一石に対し二割減免する」ことで円満解決した（昭和九年十一月十一日）。同年十月三十日奈良阪町の小作人たちも「風水旱害に依る減収を理由として小作料減免を要求」するが再三の交渉にもかかわらず地主側がこれに応じないため、十一月二十日今後の方針について協議、「各人は個人交渉で進み、団体交渉を中止するということに全体の意見が傾いた」という（昭和九年十一月二十二日）。

昭和十年（一九三三）には、辰市村杏で、佐保川工事のため小作地を「地主は小作人に一言のことわりもなく、反四百円位のを六百円余で売り、その上、小作人のムギまでも勝手に売って仕舞ったので」、全農杏支部の小作人たちが「立禁の札を立てると共に、県土木課に解決するまで工事にかかるなと要求して中止させて、地主は小作人へ耕作権段二百五十円を出せ」と要求（全農奈良県連合会「県連ニュース」昭和十年三月二十四日重引）、さらに小作料の減免、自転車税・荷車税の撤廃などを要求して小作争議をおこしている（昭和十一年十一月重引）。程なくおこった昭和十二年の日中戦争の全面化にともなうて、労働運動も農民運動も戦時体制に組み込まれて急速に衰退する。

水平運動と 大恐慌は県下七四被差別部落の生活に深刻な打撃を与えた。各地で生活擁護闘争が展開され、昭和融和事業 和六年（一九三三）には御所町で某医師の差別事件がおこり、糾弾闘争も活発になった。その年十二

月、桜井町で全国水平社大会が開かれ、被差別部落の農民・労働者を階級組織に吸収してたたかうべきだとする水平社解消論が出て激論がかわされた。昭和八年被差別部落の人々の多様な日常要求に基づいてたたかう部落委員会活動が全国水平社に取りあげられ、水平社奈良県連もこの方針にしたがって運動をすすめる。十年七月、奈良区裁判所の弁護士控室で某弁護士の差別事件がおこった。水平社県連を中心に糾弾闘争が展開され、いちおうの勝利を

おさめるが、一年後その弁護士は約束（民生党県支部顧問の辞任、一年後弁護士登録を取り消す）をひるがえしてしまふ。社会運動に対する取締まりの強化に勢いづけられたからである。

しかしながら奈良市では、ひきつづき水平運動よりも融和運動が活発であった。奈良市域には同志会の五つの支部があり、県の矯風会と連携して融和事業をすすめた。奨学金の交付や職業指導のほか、融和講演会・講習会・映画会・演芸会などを行ったが、昭和四年（一九二九）六月奈良第一小学校（現樟井小学校）で催された「融和促進琵琶歌演奏会」には一二〇〇余人も集まり、大きな成果があったという。同志会は、中央融和事業協会（融和団体の中央組織として大正十四年設立）の経済更生運動にに応じてつくられた県の経済委員会に協力して、昭和五年から失業対策に取り組み、七年には婦人部において融和教育研究会を始め、八年には挙国一致と自力更生を唱えるようになった。

こうした動きのなかで注目されるのは、東之阪町の地区整理事業であった。この事業は昭和八年七月「三大事業」の一つとして市会の承認を受け、十月に内務省の認可を受けた。当時同町は約二五〇〇余坪の地に約二〇〇世帯が居住、住環境が劣悪であった。その改善のため、隣接地を買収して居住区を広げ、区域内に碁盤目型に道路をつけ、衛生的合理的な宅地街を建設しようというもので、総工費一五万円の五か年計画であった。しかし、この年十月の市議会で工費一八万余円、昭和九・十両年度で完成することに變更、国庫および県の補助を受けることがきめられた。九年七月託児所（昭和三年開設）前広場で地鎮祭が行われて着工の運びとなった。この事業は、市の都市計画とも重なって予期以上の大事業となった。そのため、規模が拡大するとともに年数もかかり、工事が完了したのは昭和十三年であった。六月一日に竣工奉告祭が行われ、総代徳岡栄次郎が功労者として表彰された。地区の総面積はもとの数倍八〇〇〇余坪にひろがり、そのうち寺院・託児所・共同浴場などを除いて、整理面積は約五八〇〇坪に及び、全世帯の約四分の三が家を新築または移転し、共同住宅（が二世帯が八世帯）も建てられた。地区を二三ブロックに分割して幅

五〇七ヶ前後の道路を通し、東に国道、西に市道を配した。総工費一八万二〇〇〇余円、うち国庫補助一三万六五〇〇円、県の補助一万五〇〇〇円であった。家屋・道路・水道などすべて新しくなった。当時全国的な大事業といわれたものであった。

西之阪町地区では、昭和九年（一九三四）に地方改善事業として共同浴場の建設に着手、十年二月に完工し、十六日に開業した。当時の『奈良新聞』によれば、同浴場は木造平家建三〇坪、総工費四六〇〇円（内一七五〇円地元負担）、その経営は同町に委託され、大人二銭・小人一銭の湯銭とし、純益をもって地方改善資金にあてることになっていたという。ついで十二年には、西之阪でも地区整理が計画されている。工費三六万円、地区を八ブロックに分け、六ヶ幅の道路を東西に通し、住宅地の両端に小公園を設けるというのであった。しかし、この計画は、戦時体制の進行によって実現をみることなく終わった。

ところで、昭和十二年七月の日中戦争への突入は、水平運動にも融和運動にも大きな転換をもたらした。反ファシズム闘争をすすめていた水平社は、戦争への協力に転じ、十五年（一九四〇）には中央融和事業協会とともに大和報国運動（融和新体制運動）を始める。他方、融和運動や融和事業は、急速に戦時体制に組み込まれていく。中央融和事業協会も「新東亜建設の国策」に沿って運動をすすめ、十五年十二月に橿原で「紀元二千六百年奉祝全国融和団体連合大会」を開いたあと、翌年六月、同和奉公会に改称して融和運動を放棄する。この年四月大和同志会が解散、八月には大福水平社が解散して県下の水平社組織はすべて姿を消した。このあと十月に、県の斡旋（あつせん）で融和団体を統合する大和帰一会が発足するが、名ばかりに終わった。翌十七年一月全国水平社が自然消滅となる。